みなかみ町耐震改修促進計画

令和４年１月時点

みなかみ町

目次

第１章　計画策定の趣旨 1
　１　計画の背景 1
　２　計画の目的 3
　３　計画期間 3
　４　計画の位置づけ 4
　５　本計画の対象とする建築物の定義 5
第２章　想定される地震と被害概要 9
　１　国における過去の地震被害状況 9
　２　群馬県における過去の地震被害状況 10
　３　想定される地震 11
　４　想定される地震の被害状況 14
第３章　住宅・建築物の耐震化の現状 15
　１　住宅の耐震化の現状 15
　２　特定建築物の耐震化の現状 16
　３　町有建築物の耐震化の現状 21
　４　ブロック塀等の耐震化の現状 21
　５　これまでの取り組みと課題 22
第４章　住宅・建築物の耐震化の目標 25
　１　住宅の耐震化の目標 26
　２　多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 27
　３　耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標 29
　４　ブロック塀等の耐震化の目標 30
　５　町有建築物の耐震化の目標 30
第５章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 31
　１　基本的な取組 31
　２　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 33
　３　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 35
　４　耐震診断・改修の促進を図るための支援策 36
　５　地震時における総合的な安全対策 39
　６　耐震診断が義務付けられている建築物の公表 41
　７　避難路の指定及び沿道建築物 42
　８　空き家対策 44
　９　地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策 44
第６章　耐震化を促進するための指導等に関する事項 45
　１　法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物 45
　２　耐震診断又は耐震改修の指導等の方法 45
　３　建築基準法による指導等に関する事項 45

第７章　その他建築物の耐震化を促進するための事項 47
１　県との連携に関する事項 47
２　建築関係団体、特定非営利活動法人(NPO)等との連携 47
３　自治会等地域活動の支援 47
４　地震保険の加入促進への普及・啓発 48
５　計画の進行と管理 48

第１章　計画策定の趣旨

第１章　計画策定の趣旨

1　計画の背景

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により多くの尊い命が奪われ、以降、平成 16 年 10 月の新潟中越地震、平成 23 年 3 月の東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)など人命に関わる大地震が多く発生しました。最近では、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震が記憶に新しいところです。

阪神・淡路大震災において、死亡の原因は建物倒壊によるものが 9 割、焼死が 1 割とのデータがあり、建物倒壊による圧死が非常に大きい割合を占めています。さらに、倒壊した建築物により避難経路が閉ざされ、避難が出来ない事態や、救助の遅れなど、建築物倒壊による二次的な被害があったことも指摘されています。

一方で、東日本大震災においては、津波による被害に注目が集まりましたが、地震の揺れそのものによる被害も軽視できません。大規模建築物の利用者に死傷者が出たほか、庁舎が使用不能になるなど、多数の者が利用する建築物や、防災上重要な機能を果たす建築物の耐震化の重要性があらためて認識されるようになりました。

東日本大震災を受けて、国では平成 25 年 11 月に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、不特定多数の者が利用する建築物など、一部の建築物について耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修に対する取組みが強化されました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成 31 年 1 月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

また、平成 27 年 6 月の国土強靭化基本計画の閣議決定を受け、国土強靭化推進本部において、「国土強靭化アクションプラン 2015」が決定され、この中で、住宅の耐震化率を平成 25 年時点の 82%から、平成 32 年までに 95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 25 年時点の 85%から、平成 32 年までに 95%まで引き上げることを目標とするという方針が示されました。

本町では、国の基本方針（平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号）を踏まえ策定された「群馬県耐震改修促進計画（平成 19 年 1 月)」に基づき、平成 20 年 3 月に「みなかみ町耐震改修促進計画」を策定し、その後、平成 29 年 3 月に改定を行いました。

表 1-1　地震の概要と被害の概要

項目	兵庫県南部地震	新潟県中越地震	東北地方太平洋沖地震	熊本地震
発生日時	平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46 分頃 【震源地】 淡路島北部 (深さ 16Km)	平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分頃 【震源地】 新潟県中越地方 (深さ 13Km)	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃 【震源地】 三陸沖 (深さ 24Km)	平成 28 年 4 月 14,16 日 21 時 26 分、1 時 25 分頃 【震源地】 熊本県熊本地方 (深さ 11Km)
地震規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 6.8	マグニチュード 9.0	マグニチュード 6.5、7.3
最大震度	震度 7 (兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部)	震度 7 (新潟県川口町)	震度 7 (宮城県栗原市)	震度 7 (熊本県西原村、 益城町)

出典：内閣府 HP

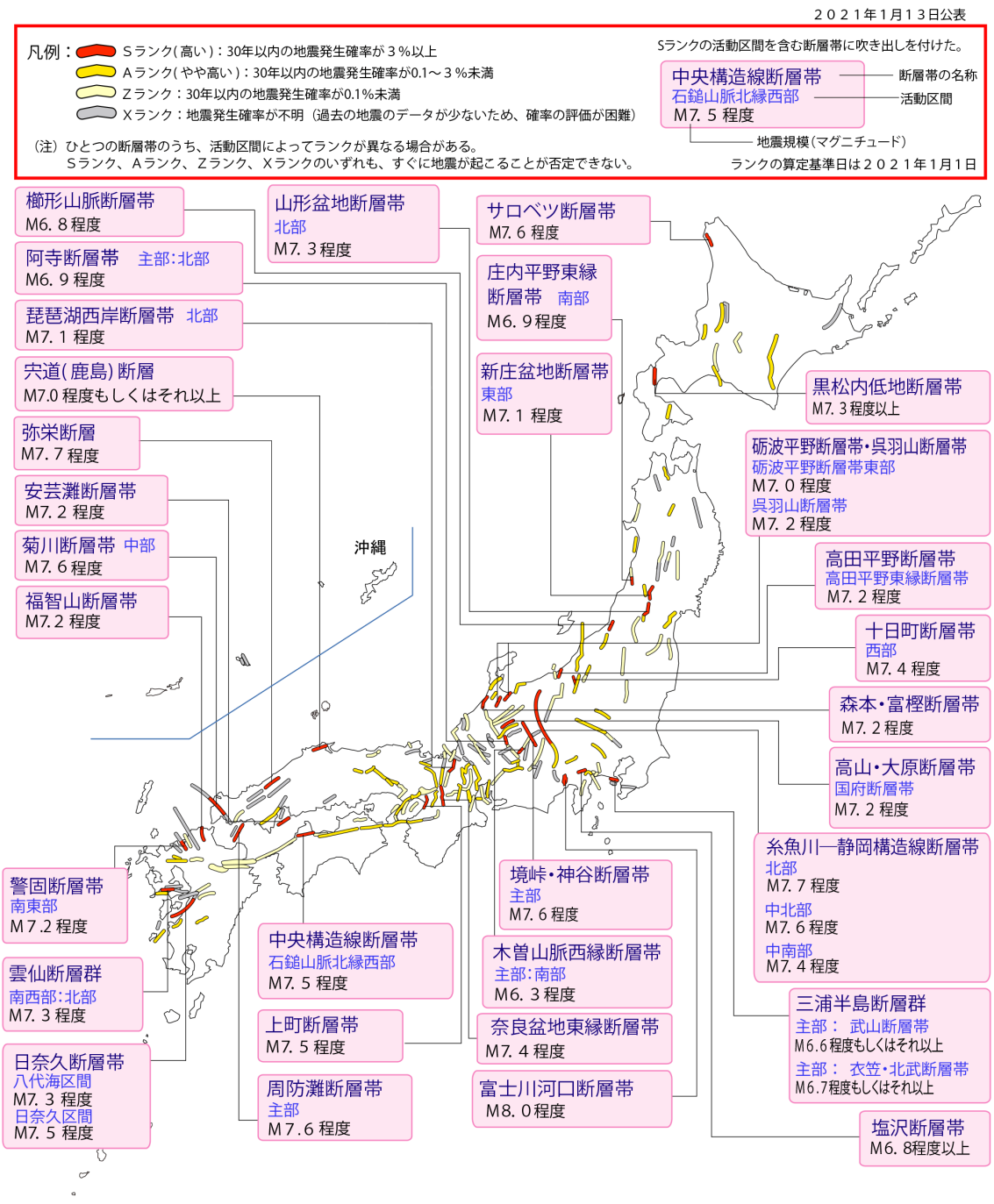

○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

出典：「主要活断層の評価結果」（令和３年１月１３日地震調査研究推進本部）

図 1-1　日本の主な活断層の評価結果

2 計画の目的

本計画は耐震改修促進計画の効果を検証するとともに、平成31年1月施行の政令改正に基づき改正するものです。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。そこで、群馬県や関連機関との連携体制を強化し、震災による住宅や建築物の被害軽減を図るとともに町民の生命と財産を保護するため、これまでよりも強力に耐震化を促進し、地震被害に強いまちづくりを推進します。

3 計画期間

本計画の期間は、原則として令和４年度から令和８年度までとし、住宅や建築物等の耐震化へ向けた取組みを推進します。なお、耐震化に関する国や県の施策の動向や、耐震化の進捗状況により、計画期間の延長も検討します。

4 計画の位置づけ

耐震改修促進法は、平成 18 年 1 月の耐震改修促進法施行によって、都道府県計画の策定が義務付けられましたが、平成 25 年 11 月施行の耐震改修促進法の改正で、建築物の耐震改修を促進する取組みを強化する措置が講じられました。さらに、平成 31 年 1 月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

本計画では、上位計画にあたる「群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）」（以下「県計画」という。）や「ぐんま・県土整備プラン（2020）」、「群馬県地域防災計画」及び「群馬県国土強靭化地域計画」また「みなかみ町地域防災計画」、「みなかみ町国土強靭化地域計画」等の関連計画との整合を図りつつ、本町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に係る施策の基本計画として、「みなかみ町耐震改修促進計画」を改定します。

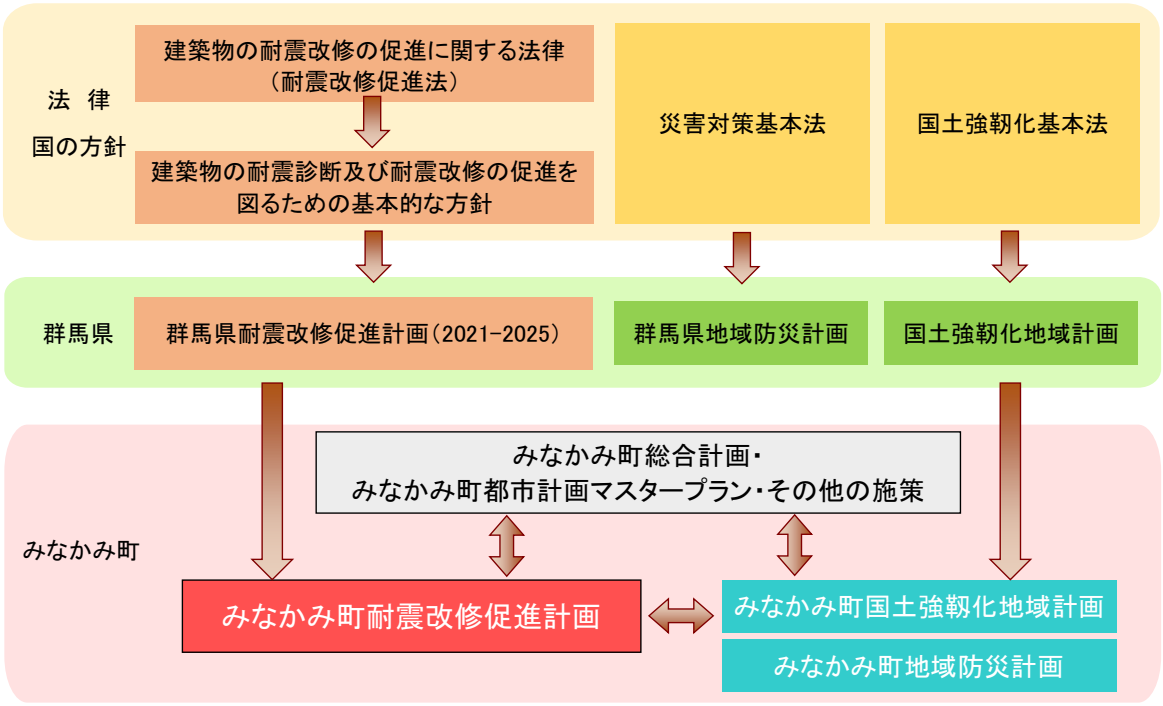

図 1-2　計画の位置付けのイメージ

また、本町では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、県、企業、大学、NPO、県民等と一体となって SDGs（持続可能な開発目標）を推進しています。SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17 の目標・169 のターゲットが示されています。

本計画は、下記の SDGs 達成に資する取り組みとして推進していきます。

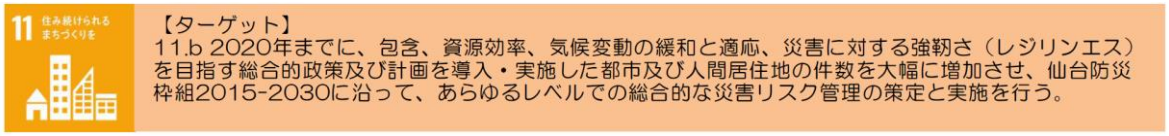

図 1-3　本計画が関連する SDGs ターゲット

5 本計画の対象とする建築物の定義

耐震改修促進法では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、特に耐震化の促進を図るべき建築物として、以下の建築物を対象として取り組みます。

表 1-2　本計画で特に耐震化を促進する対象建築物

種類			内容	備考
住宅			町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物（以下「特定建築物」という。）			次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物			公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。	
	要緊急安全確認大規模建築物		・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	沿道建築物	・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	耐震改修促進法第 7 条に定める要安全確認計画記載建築物
		防災拠点	・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
町有建築物			災害時の活動拠点や広域的な重要施設となり、多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	国等が所有する建築物を除く

出典：群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）（群馬県）

（１）住宅の定義

住宅は、戸建て住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋住宅、重ね建て住宅等）を対象とします。

（２）特定建築物の定義

前計画と整合を図るため、本計画では、以下のように用語を定義します。

①多数の者が利用する建築物（表 1-3①）

法施行令（平成 25 年 11 月 25 日施行）で定める、病院、学校、店舗、保育園、事務所等の多くの人が利用する建築物で、一定規模以上の建築物

②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（表 1-3②、表 1-4）

法施行令（平成 25 年 11 月 25 日施行）で定める危険物を、定められた数量以上の貯蔵又は処理をする建築物

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（図1-4、表1-3③）

「地震災害時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送路等を閉塞する恐れのある特定の高さ要件を満たす建築物

上記①から③の３つを合わせて「特定建築物」と定義します。

～特定の高さ要件～

・前面道路幅員が 12m を超える場合、建築のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の中心線までの水平距離を超えること。

・前面道路幅員が 12m 以下の場合、当該部分から前面道路の境界線までの距離に 6m を加えたものを超えること。

便宜的に図示すると以下のようになります。

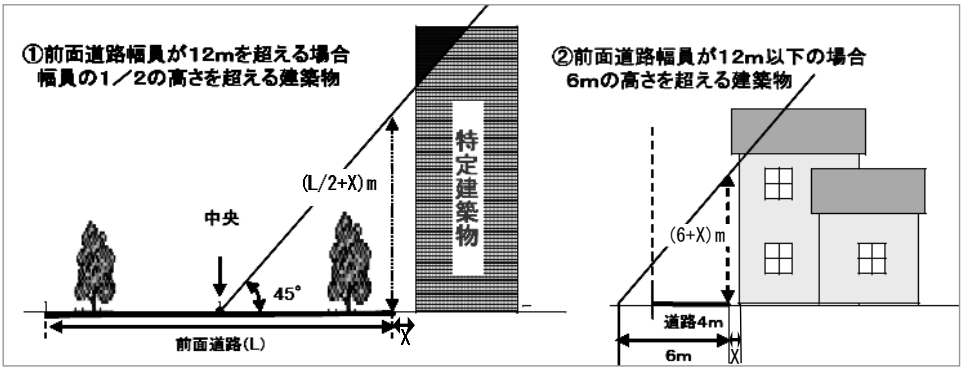

（出典：「国土交通省ホームページ」）

図 1-4　道路をふさぐおそれがある住宅･建築物

表 1-3　特定建築物等の規模要件一覧

用途			特定既存耐震不適格建築物の要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物※1の要件（法附則第３条・法第７条）
①多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）	学　校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数２以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数２以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数２以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
		上記以外の学校	階数３以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ1,000㎡以上	階数１以上かつ2,000㎡以上	階数１以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ1,000㎡以上	階数２以上かつ2,000㎡以上	階数２以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所		階数２以上かつ500㎡以上	階数２以上かつ750㎡以上	階数２以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
	車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第14条第２号）			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数１以上かつ500㎡以上	階数１以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第３号）			耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路の幅員の１/２超の高さの建築物（道路幅員が12ｍ以下の場合は６ｍ超）（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物 ※本町では該当建築物なし					耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第３条）

要安全確認計画記載建築物（法第７条）

※1:特定建築物に対して、耐震改修を促進するため、規制的手法の強化を通じ必要な指導、指示をすることができる建築物及び診断が義務づけられる建築物をいいます。

出典：群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）（群馬県）

表 1-4　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物に該当する貯蔵物数量要件

	危険物の種類	危険物の数量
①	火薬類	火薬の場合 10t　他規定あり
②	「危険物の規制に関する政令」別表第三の指定危険物	各々「指定数量」の 10 倍
③	同政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類	30t
④	同政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類	20m^3
⑤	マッチ	300 マッチトン※1
⑥	可燃性ガス（⑦・⑧除く）	20,000m^3
⑦	圧縮ガス	200,000m^3
⑧	液化ガス	2,000t
⑨	毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物	20t
⑩	同第二項に規定する劇物	200t

※1：マッチトンはマッチの計量単位。１マッチトンは並型マッチ（56×36×17㎜）で 7,200 個、約 120kg。

出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

（３）耐震診断義務付け対象建築物

① 要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、既往の特定建築物であったもののうち、多数の者が利用する建築物又は危険物の貯蔵・処理を行う建築物の中で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条)」と定められました。

② 要安全確認計画記載建築物

大地震時の広域的な避難等に必要な道路の通行を確保するため、群馬県又は本町が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになりました。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき防災拠点施設として群馬県が指定したものについても、耐震診断を義務付けることができるようになりました。これらの建築物を総称し「要安全確認計画記載建築物」と定められました。

（４）町有建築物の定義

町有建築物は、庁舎や学校など町所有の建築物です。

第２章　想定される地震と被害概要

第２章　想定される地震と被害概要

１　国における過去の地震被害状況

近年、わが国において、大きな被害を出す巨大地震が多く発生しています。

耐震改修促進法の策定の契機となった阪神・淡路大震災以降でも下の表のような巨大地震が発生し、大きな被害を出しています。

表 2-1　国における過去の地震状況

発生年月日	地震名【災害名】※1	規模※1［M］	最大震度※1（観測場所）	被害状況※2・※3・※4
平成 7 年 1 月 17 日	平成 7 年（1995 年） 兵庫県南部地震 【阪神・淡路大震災】	7.3	震度 7 （兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町）	死者 6,434 人 全壊 104,906 棟 半壊 144,274 棟
平成 16 年 10 月 23 日	平成 16 年（2004 年） 新潟県中越地震 【新潟県中越大震災】	6.8	震度 7 （新潟県川口町）	死者 68 人 全壊 3,175 棟 半壊 13,810 棟
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県西方沖の地震	7.0	震度 6 弱 （福岡県福岡市、前原市 佐賀県みやき町）	死者 1 人 全壊 144 棟 半壊 353 棟
平成 19 年 7 月 16 日	平成 19 年（2007 年） 新潟県中越沖地震	6.8	震度 6 強 （新潟県長岡市、柏崎市、刈羽村 長野県飯綱町）	死者 15 人 全壊 1,331 棟 半壊 5,710 棟
平成 20 年 6 月 14 日	平成 20 年（2008 年） 岩手・宮城内陸地震	7.2	震度 6 強 （岩手県栗原市一迫）	死者 14 人 全壊 28 棟 半壊 141 棟
平成 23 年 3 月 11 日	平成 23 年（2011 年） 東北地方太平洋沖地震 【東日本大震災】	9.0	震度 7 （宮城県栗原市）	死者 19,475 人 全壊 121,744 棟 半壊 279,107 棟
平成 28 年 4 月 14 日	平成 28 年（2016 年） 熊本地震	7.3	震度 7 （熊本県益城町、西原村）	死者 216 人 全壊 8,666 棟 半壊 33,526 棟
平成 30 年 6 月 18 日	平成 30 年（2018 年） 大阪府北部地震	6.1	震度 6 弱 （大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市）	死者 5 人 全壊 12 棟 半壊 273 棟

出典：下記資料

※1：気象庁 HP（ただし、平成 17 年の福岡西方沖地震については、気象庁が命名していないため、報道発表の名称を使用。）

※2：消防庁資料

※3：内閣府 HP

※4：国土交通省資料

2 群馬県における過去の地震被害状況

群馬県内では、県内の断層による大きな地震は近年発生していませんが、県外で発生した「新潟県中越地震」、「東北地方太平洋沖地震」において、大きな被害が発生しており、日頃からの備えが重要です。

表 2-2　群馬県内の主な地震被害

発生年月日	地震名（震源）	規模(M)	震度(観測場所)	被害状況
1916.2.22 (大正 5)	浅間山麓を震源とした地震 （浅間山麓）※1	6.2	震度 3（前橋）	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸、 一部破損 109 戸
1923.9.1 (大正 12)	関東地震 （小田原付近）	7.9	震度 4（前橋）	負傷者 9 名、 家屋全壊 49 戸、半壊 8 戸
1931.9.21 (昭和 6)	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	震度 6（高崎･渋川･五料） 震度 5（前橋）	死者 5 名、負傷者 55 名、 家屋全壊 166 戸、 半壊 1,769 戸
1964.6.16 (昭和 39)	新潟地震※2 （新潟県下越沖）	7.5	震度 4（前橋）	負傷者 1 名
1996.12.21 (平成 8)	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	5.6	震度 5 弱（板倉） 震度 4（沼田･片品･桐生）	家屋一部破損 64 戸
2004.10.23 (平成 16)	平成 16 年（2004 年） 新潟県中越地震※2 （新潟県中越地方）	6.8	震度 5 弱（高崎・北橘・片品・沼田・白沢・昭和）	負傷者 6 名、 家屋一部破損 1,055 戸
2011.3.11 (平成 23)	平成 23 年（2011 年） 東北地方太平洋沖地震※2 （三陸沖）	9.0	震度 6 弱（桐生） 震度 5 弱（沼田・前橋・高崎・渋川・明和・千代田・大泉・邑楽・太田）	死者 1 名、負傷者 41 名、 住家半壊 7 棟、 住家一部破損 17,246 棟
2018.6.17 (平成 30)	群馬県南部の地震 （群馬県南部）	4.6	震度 5 弱（渋川） 震度 4（前橋市・桐生市・伊勢崎市・沼田市・吉岡町・吾妻町）	住宅一部破損4棟

※1：浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。
※2：気象庁命名

出典：群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）（群馬県）より抜粋・加筆

3 想定される地震

（１）群馬県内で想定される地震

群馬県地震被害想定調査報告書(平成 24 年 6 月)では、県内 3 つの断層及び県外 2 つの断層による地震を想定しています。

県内の 3 つの断層は、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯を一連のものとする県南部にある「関東平野北西縁断層帯主部」、太田市東部から桐生市南部に延びる「太田断層」及び県北部の片品川流域の「片品川左岸断層」があります。

また、県外の 2 つの断層は、新潟県南部の「六日町断層帯」と長野県北部の「長野盆地西縁断層帯」があります。

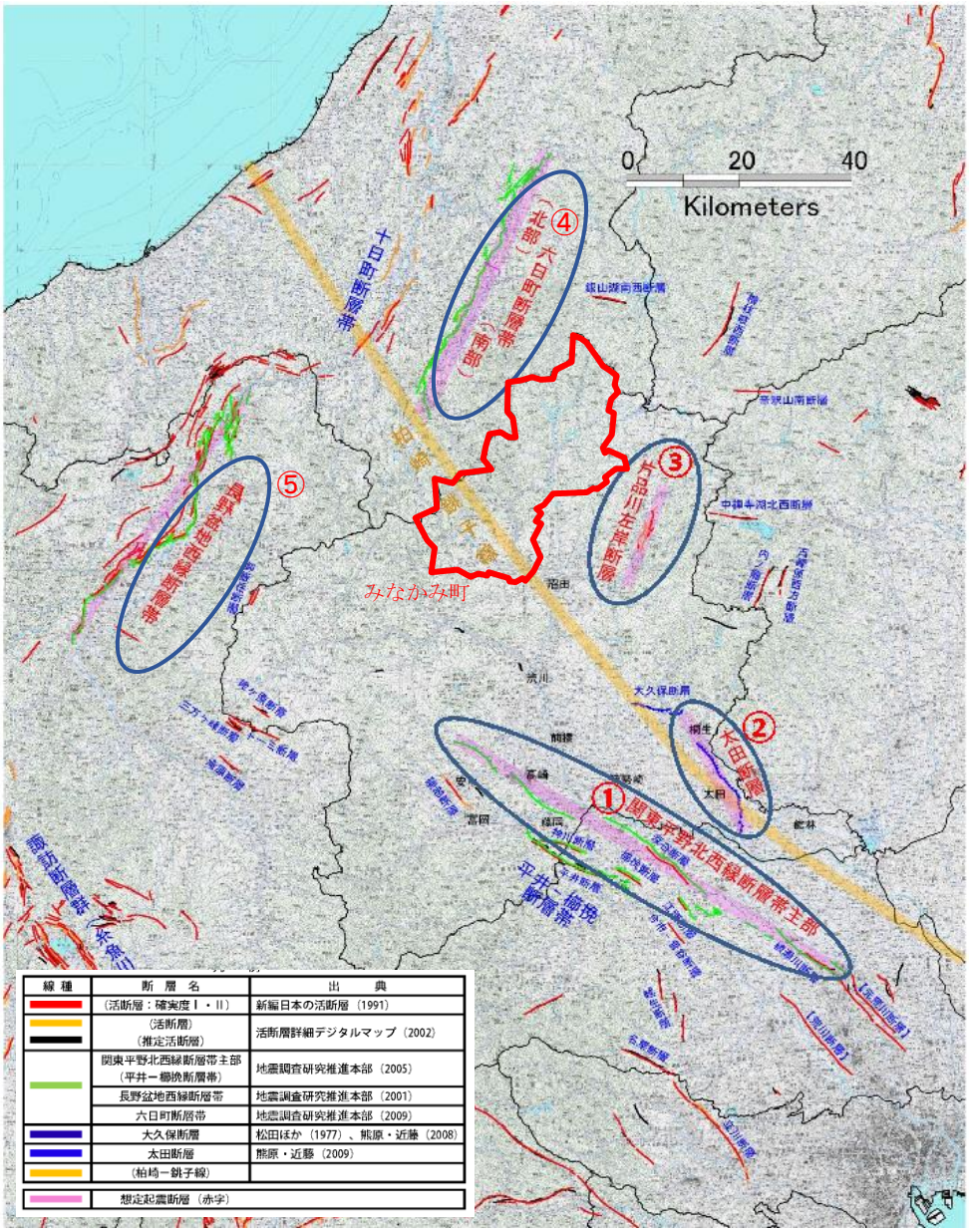

出典：群馬県地震被害想定調査報告書（群馬県）より抜粋･加筆

図 2-1　群馬県に被害を及ぼすと想定される主な断層位置図

表 2-3　群馬県に被害を及ぼすと想定される主な断層

断層名			上端深さ	長さ	走向	傾斜	幅	ずれの向き	地震規模（M）
①	関東平野北西縁断層帯主部		5km	82km	121.0°	60° 南西傾斜	20km	南西側隆起 逆断層	8.1
②	太田断層		2km	24km	154.8°	45° 東西傾斜	18km	西側隆起 逆断層	7.1
③	片品川左岸断層		2km	20km	16.8°	45° 東傾斜	18km	東側隆起 逆断層	7.0
④	六日町断層帯	北部	5km	22km	209.6°	50° 西傾斜	18km	西側隆起 逆断層	7.1
		南部	5km	32km	199.5°	50° 西傾斜	18km	西側隆起 逆断層	7.3
		全体	5km	52km	205.0°	50° 西傾斜	18km	西側隆起 逆断層	7.7
⑤	長野盆地西縁断層帯		4km	60km	216.4°	45° 西傾斜	18km	西側隆起 逆断層	7.8

出典：群馬県地震被害想定調査報告書（群馬県）より抜粋･加筆

（２）本町で想定される地震

本町にもっとも大きな揺れを及ぼす地震は、群馬県地震被害想定調査より、「六日町断層帯」による地震であると認められます。

町内で想定される震度は、震度５強～６強であり、震度６強は赤谷湖周辺の一部の地域で想定されており、震度６弱が想定される地域は、新潟県寄りの地域であると想定されています。

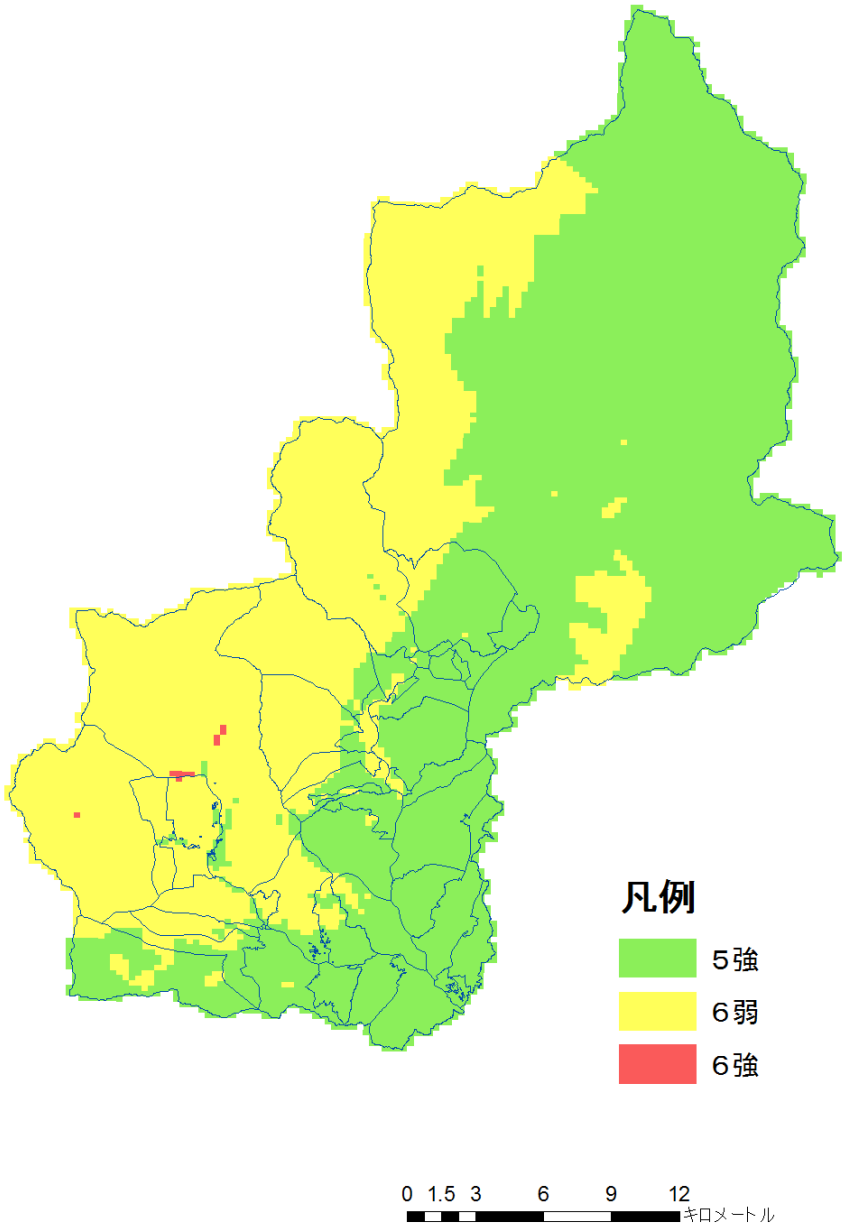

図 2-2　六日町断層帯による地震の震度分布

4 想定される地震の被害状況

本町内で最大の揺れが観測される「六日町断層帯」による地震を想定して、建物の全壊率を算定しました。

建物の全壊率の分布図を見ると、町役場周辺の地域の全壊率は、低いことが示されています。

全壊率の高い地域を見ると、水上駅のある本町の中部地域、赤谷湖周辺の本町の西部地域の2地域が示されています。

中でも赤谷湖周辺の地域は、六日町断層帯に近く、谷底低地といった比較的緩い地形のため、高い全壊率が分布しています。

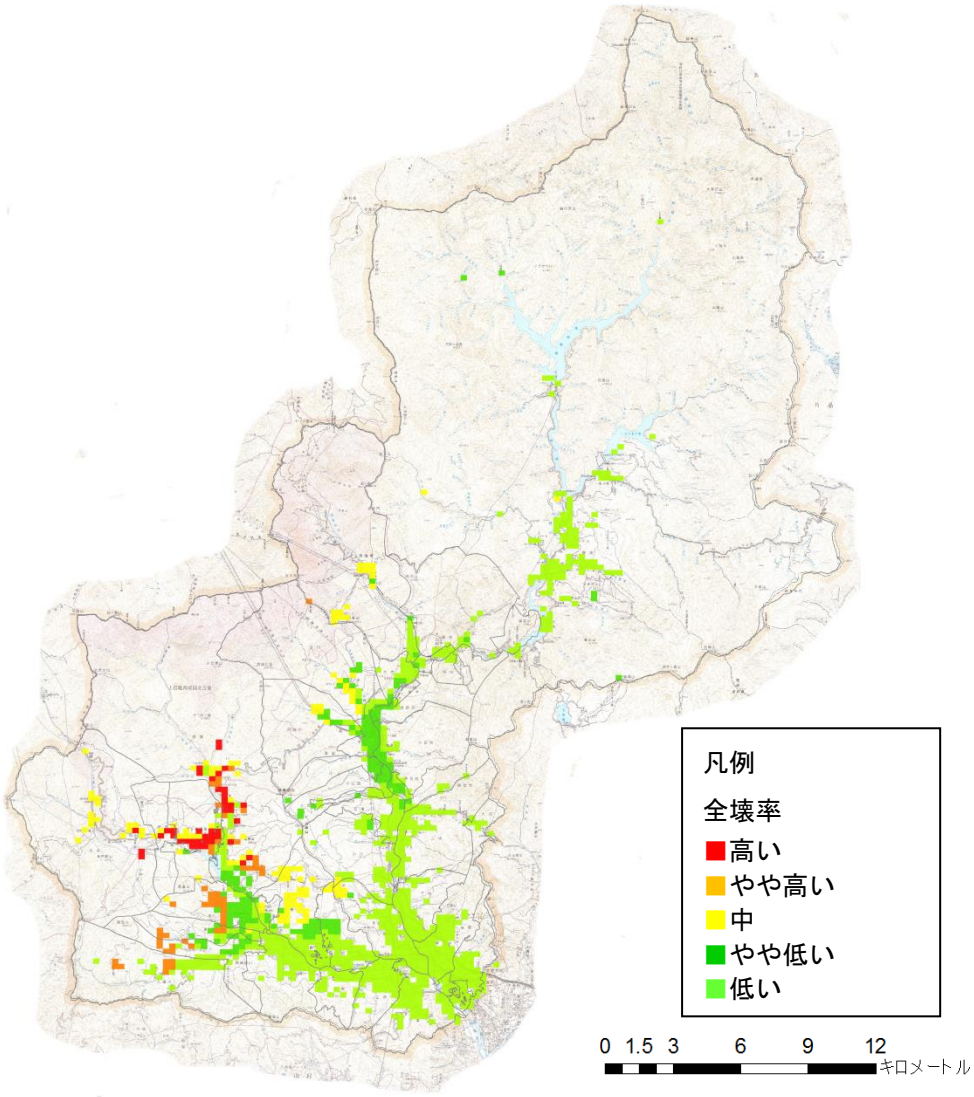

図2-3　六日町断層帯による地震が発生した場合の建物全壊率分布

第３章　住宅・建築物の耐震化の現状

第３章　住宅・建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日に施行され、新たな耐震設計基準が導入されました。この改正を踏まえて、これ以降、建築された建築物を「新耐震基準建築物」、これ以前に建築された建築物を「旧耐震基準建築物」と分類します。

「耐震性を有する建築物」とは、地震に対する安全性が確保された建築物のことであり、新耐震基準により建築された建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修や建替えにより耐震化した建築物をいいます。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもので、耐震改修が行われていない建築物をいいます。

表 3-1 耐震基準と耐震性の有無

耐震性の有無	耐震基準
耐震性が不十分な建築物	旧耐震基準建築物
耐震性を有する建築物	旧耐震基準建築物 （耐震改修済み or 耐震性を確認）
	新耐震基準建築物

1 住宅の耐震化の現状

本町における住宅の耐震化状況は、平成 30 年度の住宅・土地統計調査結果により、住宅総数 7,400 戸に対し、「耐震性を有する建築物」（以下、「耐震性あり」とする）が 5,586 戸、「耐震性が不十分な建築物」（以下、「耐震性なし」とする）が 1,814 戸と推計され、耐震化率は 75.5%です。

表 3-2　平成 30 年時点における住宅の耐震化率

			建物総数		耐震性あり		耐震性なし	
住宅総数		一戸建	7,400 戸 (100%)	5,600 戸	5,586 戸 (75.5%)	3,939 戸	1,814 戸 (24.5%)	1,661 戸
		共同住宅等		1,800 戸		1,647 戸		153 戸
	旧耐震基準	一戸建	2,996 戸 (100%)	2,425 戸	1,182 戸 (39.5%)	764 戸	1,814 戸 (60.5%)	1,661 戸
		共同住宅等		571 戸		418 戸		153 戸
	新耐震基準	一戸建	4,404 戸 (100%)	3,175 戸	4,404 戸 (100.0%)	3,175 戸	0 戸 (0%)	0 戸
		共同住宅等		1,229 戸		1,229 戸		0 戸

注：（　）内の値は耐震化率となります。

また、住宅・土地統計調査結果(平成 25 年度、平成 30 年度)の推移より、令和 3 年度には住宅総数 7,119 戸、耐震性のある住宅は 5,541 戸になるものとみられ、耐震化率 77.8%に達するものと推計されます。

表 3-3 においては、平成 30 年度から推計した現状の耐震化率を示します。

なお、推計の際には、住宅の新築や古い住宅の建替えによる「耐震性ありの建築物」の増加や古い住宅の滅失や空き家化による建築物の減少を踏まえた推計値により評価しています。

表 3-3 令和 3 年度時点 住宅の耐震化率

	平成 30 年度	令和 3 年度時点（増減数）
住宅総数	7,400 戸	7,119 戸 (-281 戸)
耐震性あり	5,586 戸	5,541 戸 (-45 戸)
耐震性なし	1,814 戸	1,578 戸 (-236 戸)
耐震化率	75.5%	77.8% (+2.3%)

2 特定建築物の耐震化の現状

（1）特定建築物の耐震化の状況

特定建築物は、多数の者が利用する建築物、危険物を取り扱う建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物に分けられます。以下に、特定建築物の耐震化状況を示します。

表 3-4 民間・公共建築物の特定建築物の耐震化の状況
（民間建築物 令和 3 年 6 月時点, 公共建築物 令和 2 年 3 月時点）

区分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
民間建築物	101 棟	46 棟	55 棟	3 棟	58 棟	43 棟	57.4%
公共建築物	46 棟	21 棟	25 棟	16 棟	41 棟	5 棟	89.1%
合　計	147 棟	67 棟	80 棟	19 棟	99 棟	48 棟	67.3%

また、特定建築物の用途別の耐震化状況は、表 3-5 に示すとおりとなります。

表 3-5　特定建築物の用途別の耐震化状況

特定建築物			令和 3 年度現状					
法	用途		内訳	公共		民間		合計
				旧耐震基準	新耐震基準	旧耐震基準	新耐震基準	
法第14条第1号	災害時に重要な機能を果たす建築物	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、集会場、郵便局等	対象建築物棟数	11 棟	9 棟	1 棟	3 棟	24 棟
			耐震診断実施棟数	8 棟	0 棟	0 棟	0 棟	8 棟
			耐震性あり棟数	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟
			耐震改修実施棟数	6 棟	0 棟	0 棟	0 棟	6 棟
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設等	対象建築物棟数	1 棟	2 棟	32 棟	29 棟	64 棟
			耐震診断実施棟数	1 棟	0 棟	4 棟	0 棟	5 棟
			耐震性あり棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
			耐震改修実施棟数	0 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、工場、事務所等	対象建築物棟数	9 棟	12 棟	4 棟	8 棟	33 棟
			耐震診断実施棟数	9 棟	0 棟	2 棟	0 棟	11 棟
			耐震性あり棟数	9 棟	0 棟	0 棟	0 棟	9 棟
			耐震改修実施棟数	0 棟	0 棟	2 棟	0 棟	2 棟
	合　計		対象建築物棟数	21 棟	23 棟	37 棟	40 棟	121 棟
			耐震診断実施棟数	18 棟	0 棟	6 棟	0 棟	24 棟
			耐震性あり棟数	10 棟	0 棟	0 棟	0 棟	10 棟
			耐震改修実施棟数	6 棟	0 棟	3 棟	0 棟	9 棟
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		対象建築物棟数	0 棟	1 棟	2 棟	8 棟	11 棟
			耐震診断実施棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
			耐震性あり棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
			耐震改修実施棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物		対象建築物棟数	0 棟	1 棟	7 棟	7 棟	15 棟
			耐震診断実施棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
			耐震性あり棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
			耐震改修実施棟数	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
合　計			対象建築物棟数	21 棟	25 棟	46 棟	55 棟	147 棟
			耐震診断実施棟数	18 棟	0 棟	6 棟	0 棟	24 棟
			耐震性あり棟数	10 棟	0 棟	0 棟	0 棟	10 棟
			耐震改修実施棟数	6 棟	0 棟	3 棟	0 棟	9 棟

※1:旧耐震基準とは、昭和56年5月以前の耐震基準のことを言う。
※2:新耐震基準とは、昭和56年6月以降の耐震基準のことを言う。

①多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号の建築物です。本町における多数の者が利用する建築物棟数は、下表のとおりです。

表 3-6　多数の者が利用する建築物棟数

（民間建築物 令和 3 年 6 月時点, 公共建築物 令和 2 年 3 月時点）

	公共建築物			民間建築物			合計			多数の者が利用する建築物の規模要件
	旧耐震基準	新耐震基準	計	旧耐震基準	新耐震基準	計	旧耐震基準	新耐震基準	計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	6 棟	3 棟	9 棟	0 棟	0 棟	0 棟	6 棟	3 棟	9 棟	2 階以上・1,000 ㎡以上（室内運動場含む）
学校（上記以外）	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
体育館（一般の用に供されるもの）	2 棟	2 棟	4 棟	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	2 棟	4 棟	1,000 ㎡以上（階数要件なし）
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0 棟	2 棟	2 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	2 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
病院、診療所	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	2 棟	3 棟	1 棟	2 棟	3 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
集会場、公会堂	1 棟	1 棟	2 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	1 棟	2 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
展示場	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
卸売市場	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	4 棟	5 棟	1 棟	4 棟	5 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
ホテル、旅館	1 棟	0 棟	1 棟	31 棟	21 棟	52 棟	32 棟	21 棟	53 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	9 棟	9 棟	18 棟	1 棟	4 棟	5 棟	10 棟	13 棟	23 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
事務所	0 棟	3 棟	3 棟	1 棟	1 棟	2 棟	1 棟	4 棟	5 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	1 棟	0 棟	1 棟	1 棟	2 階以上・1,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0 棟	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	1 棟	2 階以上・1,000 ㎡以上
幼稚園・保育所	0 棟	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	1 棟	2 階以上・　500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
遊技場	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
公衆浴場	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	3 棟	5 棟	2 棟	3 棟	5 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	2 棟	0 棟	2 棟	2 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	2 棟	0 棟	2 棟	2 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
郵便局、保健所、税務署、警察署、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	2 棟	1 棟	3 棟	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	1 棟	3 棟	3 階以上・1,000 ㎡以上
合　計	21 棟	23 棟	44 棟	37 棟	40 棟	77 棟	58 棟	63 棟	121 棟	

表 3-7　多数の者が利用する建築物の耐震化の状況
（民間建築物 令和 3 年 6 月時点, 公共建築物 令和 2 年 3 月時点）

区　分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①−⑤	⑦=⑤÷①
民間建築物	77 棟	37 棟	40 棟	3 棟	43 棟	34 棟	55.8%
公共建築物	44 棟	21 棟	23 棟	16 棟	39 棟	5 棟	88.6%
合　計	121 棟	58 棟	63 棟	19 棟	82 棟	39 棟	67.8%

②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物の耐震化の状況

危険物等を取り扱う建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 2 号で定められた建築物です。本町における危険物等を取り扱う建築物の耐震化状況は、下表のとおりです。

表 3-8　危険物等を取り扱う建築物の耐震化の状況　（令和 3 年 7 月時点）

区　分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①−⑤	⑦=⑤÷①
民間建築物	10 棟	2 棟	8 棟	0 棟	8 棟	2 棟	80.0%
公共建築物	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	100.0%
合　計	11 棟	2 棟	9 棟	0 棟	9 棟	2 棟	81.8%

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化状況

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 3 号で定められた建築物です。

本町における地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化状況は、下表のとおりです。

表 3-9　地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の状況　（令和元年 9 月時点）

区　分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
	①=②+③	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①−⑤	⑦=⑤÷①
民間建築物	14 棟	7 棟	7 棟	0 棟	7 棟	7 棟	50.0%
公共建築物	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	100.0%
合　計	15 棟	7 棟	8 棟	0 棟	8 棟	7 棟	53.3%

（２）耐震診断義務付け対象建築物

①要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、法附則第３条で定められている建築物です。

この建築物は、不特定多数の者が利用する建築物、避難配慮を要する者が利用する建築物及び危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものが対象となります。

本町における要緊急安全確認大規模建築物の棟数は、公共・民間を合わせて５棟あります。

表 3-10　要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

（民間建築物 令和３年６月時点，公共建築物 令和２年３月時点）

	区　分	全棟数	耐震診断実施済み	②のうち耐震性あり	②のうち耐震改修済み	耐震性あり	耐震性なし又は不明	耐震性を有するものの割合
		①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑦=⑤÷①
不特定多数の者が利用する建築物	民間建築物	4 棟	4 棟	0 棟	1 棟	1 棟	3 棟	25.0%
	公共建築物	1 棟	1 棟	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	100.0%
避難配慮を要する者が利用する建築物	民間建築物	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	－
	公共建築物	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	－
危険物貯蔵場・処理場	民間建築物	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	－
	公共建築物	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	－
合　計		5 棟	5 棟	0 棟	2 棟	2 棟	3 棟	40.0%

②要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物は、緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物及び県が指定する防災拠点施設です。

本町内の要安全確認計画記載建築物は、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、１棟あります。

3 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物の状況として、町所有の防災上必要な建築物及び利用者の多い建築物の耐震化状況を示したものが表 3-11 となります。

表 3-11　町有建築物の用途別耐震化状況　　（令和 2 年 3 月時点）

施設区分	全棟数	旧耐震基準	新耐震基準	②のうち耐震性あり又は耐震改修済み	耐震性あり	耐震化率
	①＝②+③	②	③	④	⑤＝③+④	⑥＝⑤/①
庁舎等	7 棟	5 棟	2 棟	1 棟	3 棟	42.9%
学校関係施設	29 棟	9 棟	20 棟	9 棟	29 棟	100.0%
公民館等	22 棟	10 棟	12 棟	0 棟	12 棟	54.5%
消防関係施設	8 棟	0 棟	8 棟	0 棟	8 棟	100.0%
公営住宅	35 棟	12 棟	23 棟	12 棟	35 棟	100.0%
資料館等	12 棟	2 棟	10 棟	0 棟	10 棟	83.3%
社会福祉施設	16 棟	3 棟	13 棟	0 棟	13 棟	81.3%
集会所等	18 棟	2 棟	16 棟	0 棟	16 棟	88.9%
宿泊施設等	2 棟	0 棟	2 棟	0 棟	2 棟	100.0%
職員宿舎	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟	100.0%
体育館･運動施設場等※	22 棟	5 棟	17 棟	0 棟	17 棟	77.3%
道の駅	3 棟	0 棟	3 棟	0 棟	3 棟	100.0%
火葬場	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	1 棟	100.0%
その他公共施設	38 棟	5 棟	33 棟	0 棟	33 棟	86.8%
総　数	214 棟	53 棟	161 棟	22 棟	183 棟	85.5%

※学校施設内の体育館は、学校関係施設に含めています。

4 ブロック塀等の耐震化の現状

ブロック塀等については、昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 30 年の大阪府北部地震に倒壊事故が発生しており、安全確保対策の必要性が指摘されてきました。また、平成 31 年 1 月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

本町内の学校通学路のブロック塀等危険箇所の点検は平成 30 年度に実施済みです。

また、令和元年に実施した緊急輸送道路（国道 17 号線）沿道のブロック塀調査の結果、本町で設けた基準（長さ 20m以上かつ塀の位置から道路中心までの距離を 2.5 で除した数値を超えるもの）に該当する塀はありませんでした。

5 これまでの取り組みと課題

（１）住宅の取り組みと課題

住宅の耐震化率は、平成 19 年度で 47.4%、平成 28 年度で 59.7%、令和 3 年度で 77.8%と増加していますが、前計画の令和 3 年度の目標 95%には至らない見込みです。また、令和元年度の群馬県全体と比較すると、約 10%低い水準となっています。

本町では、木造戸建て住宅を対象とした耐震診断の促進や、耐震改修の補助事業などを実施していますが、耐震診断及び耐震改修ともに実施件数が少ないことから、より使いやすい補助制度の整備を行い、更なる周知を図ります。また、耐震診断を実施した住宅を耐震改修につなげるような工夫を検討します。

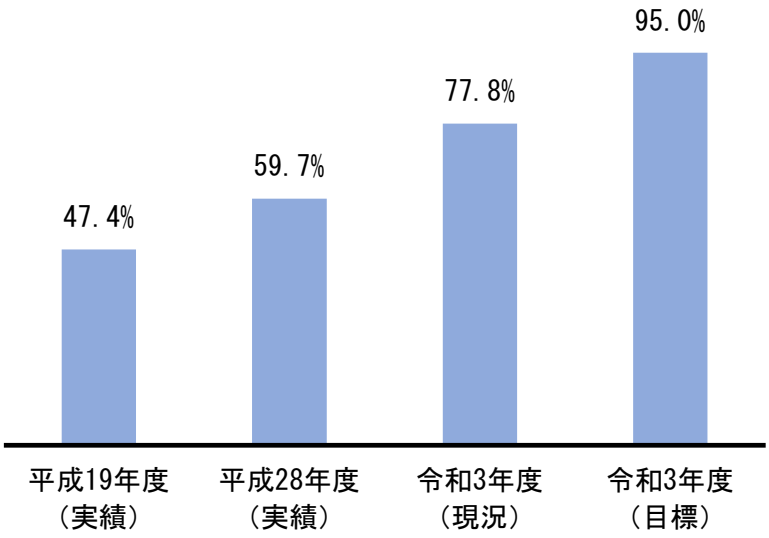

図 3-1 住宅の耐震化率の推移と目標

（２）多数の者が利用する建築物の取り組みと課題

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成 19 年度で 59.4%、平成 28 年度で 61.6%、令和 3 年度で 67.8%と増加していますが、前計画の令和 3 年度の目標 95%には至らない見込みです。また、令和元年度の群馬県全体と比較すると、約 30%低い水準となっています。公共建築物の耐震化率は 88.6%まで増加しているのに対して、民間建築物は 55.8%に留まっており、特に民間建築物の耐震化が急務となっています。

本町の要安全確認大規模民間建築物の耐震診断は全て実施済みですが、それ以外の民間建築物の多くは、耐震診断が未実施であることから、まずは耐震診断の実施を促進することが重要です。

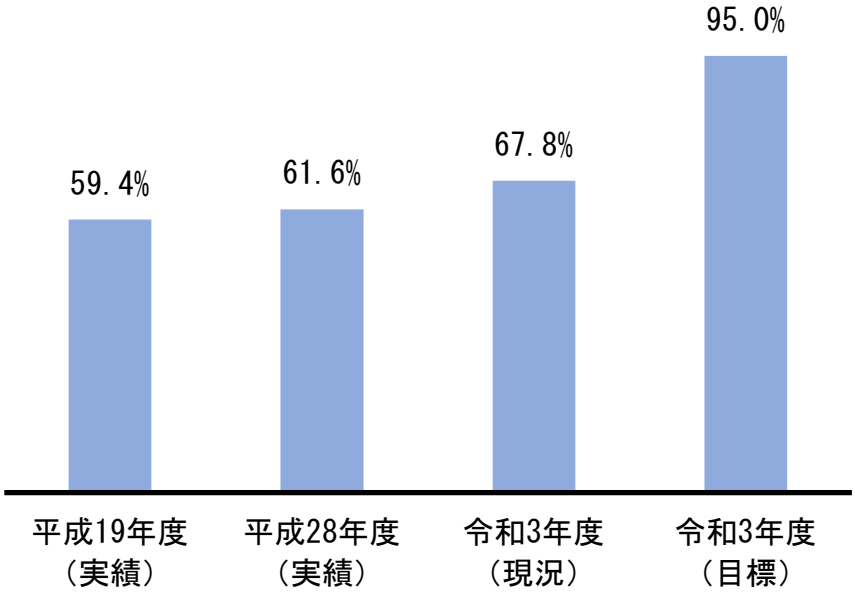

図 3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と目標

（３）耐震診断義務付け対象建築物

民間の要緊急安全確認大規模建築物は、全ての建築物が耐震診断を実施しています。また、前計画から１棟が耐震改修工事を実施しており、１棟が令和９年度までに耐震改修工事の実施を予定しています。

民間の要緊急安全確認大規模建築物については、ほとんどが補強設計までは実施していますが、群馬県の実施した所有者等へのヒアリングによると、耐震改修費用が高額で投資が難しいことや耐震改修時の営業休止や居ながらの工事に伴う運営計画を立てることが難しいことが、耐震改修の実施の課題となっています。

今後も、耐震診断の結果を踏まえた補助制度の案内を継続して行うなどし、改修を促進していくことが求められます。

表 3-12 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況

（民間建築物 令和３年６月時点，公共建築物 令和２年３月時点）

	耐震診断		耐震改修	
	実施済み	耐震性有	実施済み	実施予定
公共（全１棟）	１棟	１棟	－	－
民間（全４棟）	４棟	０棟	１棟	１棟

また、民間の要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）については、令和２年４月に耐震診断義務付けの指定をしたところであり、期限の令和４年度末までに耐震診断結果の報告を完了し、耐震性が不十分な場合には、着実に設計・耐震改修等を行うことが課題となっています。

第４章　住宅・建築物の耐震化の目標

第４章　住宅・建築物の耐震化の目標

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年（当時）までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年（当時）までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としています。

近年では、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」（令和 2 年 5 月）において、住宅の耐震化率を令和 7 年までに 95%、令和 12 年までに耐震性不十分な住宅を概ね解消することとし、住宅以外の建築物は耐震診断義務付け対象建築物に対象を絞り令和 7 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することが目標として定められました。今後、この内容を踏まえて国の基本方針が見直される予定です。

表　住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会のとりまとめ内容

住宅	住宅以外の建築物
・ 住宅の耐震化の目標については、平成 30 年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて設定（令和 7 年 95%、令和 12 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。	・ 他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。 ・ その上で、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標（国土強靱化年次計画 2019 に掲載されているもの）も併せて示すことが適当ではないか。

一方、群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）では、国の基本方針や県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえ、令和 7 年度末における住宅、多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を 95%とすることを目標としています。

これらを踏まえ、本町では、令和 8 度末までに県計画の示す目標値を達成することを目指し、目標値を下記のように設定することとします。

本計画の期間及び耐震化率

○ 住 宅 ： 令和 8 度末までに 95%

○ 多数の者が利用する建築物： 令和 8 度末までに 95%

○ 耐震診断義務付け対象建築物： 令和 8 年度末までに 100%

1 住宅の耐震化の目標

本町内の住宅の耐震化率は、図 4-1 にあるとおり、計画の目標である令和 8 年度末までに 82.2%となることが推計されます。

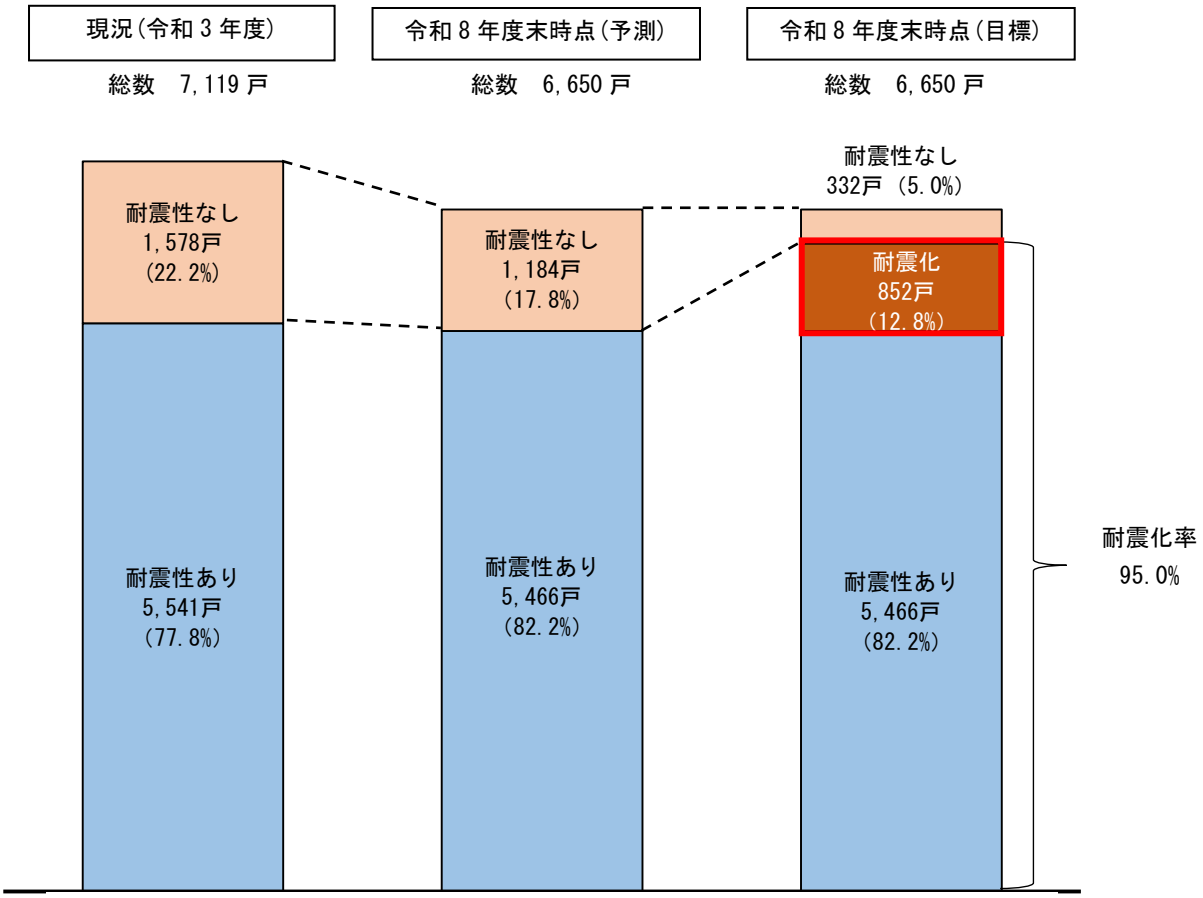

図 4-1 住宅の耐震化の自然推計

本計画の目標として、令和 8 年度末までには 95%を目標としており、目標を達成するために必要な耐震改修戸数は 852 戸となり、1 年あたり 170 戸の耐震化を促進する必要があります。

表 4-1 住宅の耐震化の目標及び必要改修戸数

	令和 3 年度	令和 8 年度末
自然推計の耐震化率	77.8%	82.2%
目標の耐震化率	-	95.0%
耐震改修の必要戸数	-	852 戸(5 年間)
-	-	170 戸(1 年あたり)

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

地震による死者数及び経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな建築物を優先して耐震化に取り組む必要があります。

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、図 4-2 にあるとおり、計画の目標である令和 8 年度末までには、70.3%となることが推計されます。

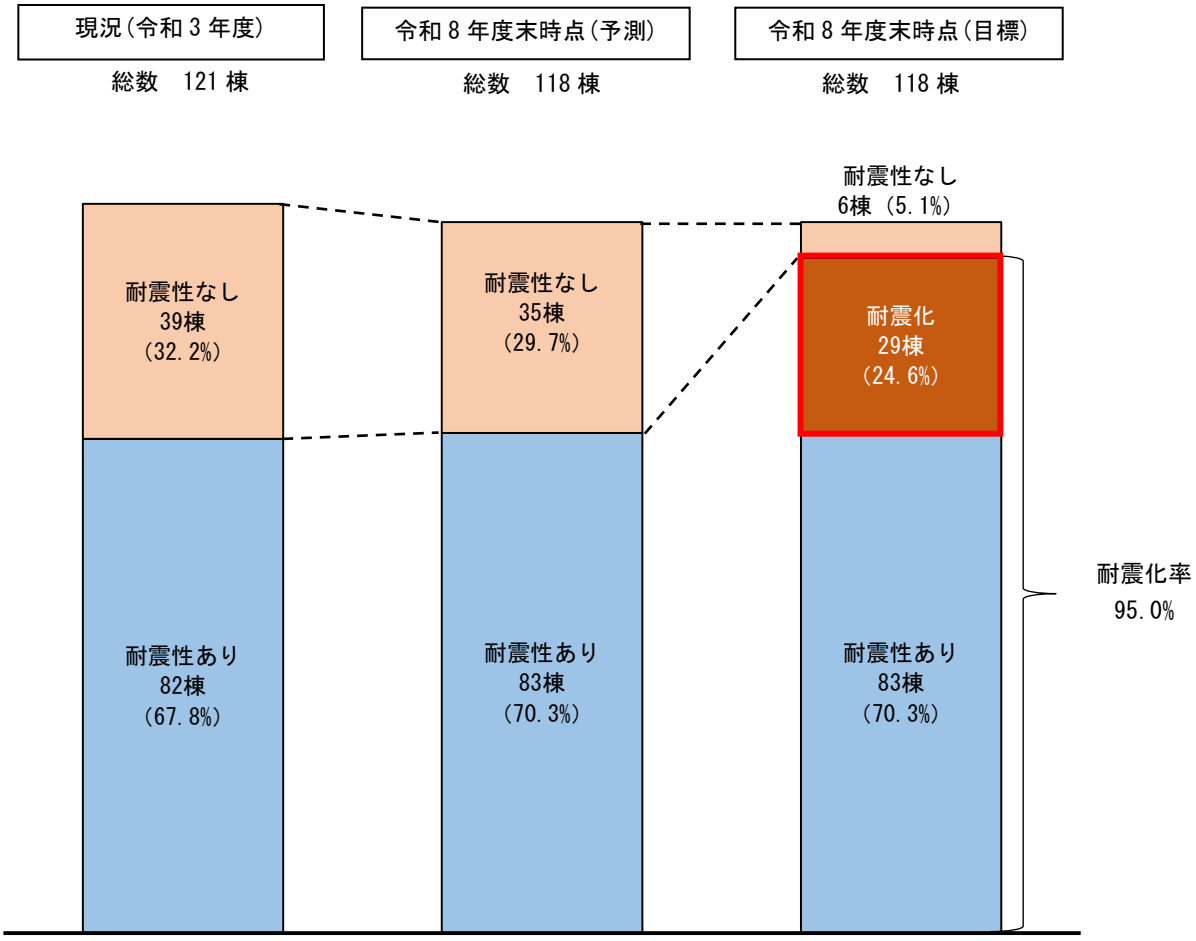

図 4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の自然推計

本計画の目標として、令和 8 年度末までには 95%を目標としており、目標を達成するために必要な耐震改修棟数は 29 棟となり、1 年あたり 6 棟の耐震化を促進する必要があります。

表 4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標及び必要改修棟数

	令和 3 年度	令和 8 年度末
自然推計の耐震化率	67.8%	70.3%
目標の耐震化率	-	95.0%
耐震改修の必要棟数	-	29 棟(5 年間)
-	-	6 棟(1 年あたり)

また、多数の者が利用する建築物の用途別の耐震化の現状及び予測を下表で示します。

表 4-3　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と耐震化の推計

法	用途			令和3年度 建物総数(棟)	令和3年度 耐震性有建物数(棟)	令和3年度 耐震化率	令和8年度末 建物総数(棟)	令和8年度末 耐震性有建物数(棟)	令和8年度末 耐震化率
法第14条第1号	災害時に重要な機能を果たす建築物	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等		24棟	19棟	79.2%	23棟	19棟	82.6%
			公　共	20棟	16棟	80.0%	20棟	16棟	80.0%
			民　間	4棟	3棟	75.0%	3棟	3棟	100.0%
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等		64棟	32棟	50.0%	63棟	33棟	52.4%
			公　共	3棟	2棟	66.7%	3棟	2棟	66.7%
			民　間	61棟	30棟	49.2%	60棟	31棟	51.7%
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、事務所、工場等		33棟	31棟	93.9%	32棟	31棟	96.9%
			公　共	21棟	21棟	100.0%	21棟	21棟	100.0%
			民　間	12棟	10棟	83.3%	11棟	10棟	90.9%
合　計				121棟	82棟	67.8%	118棟	83棟	70.3%
			公　共	44棟	39棟	88.6%	44棟	39棟	88.6%
			民　間	77棟	43棟	55.8%	74棟	44棟	59.5%

3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

耐震診断義務付け対象建築物は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物に分けられます。

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、図 4-3 にあるとおり、計画の目標である令和 8 年度末までには 50.0%となることが推計されます。

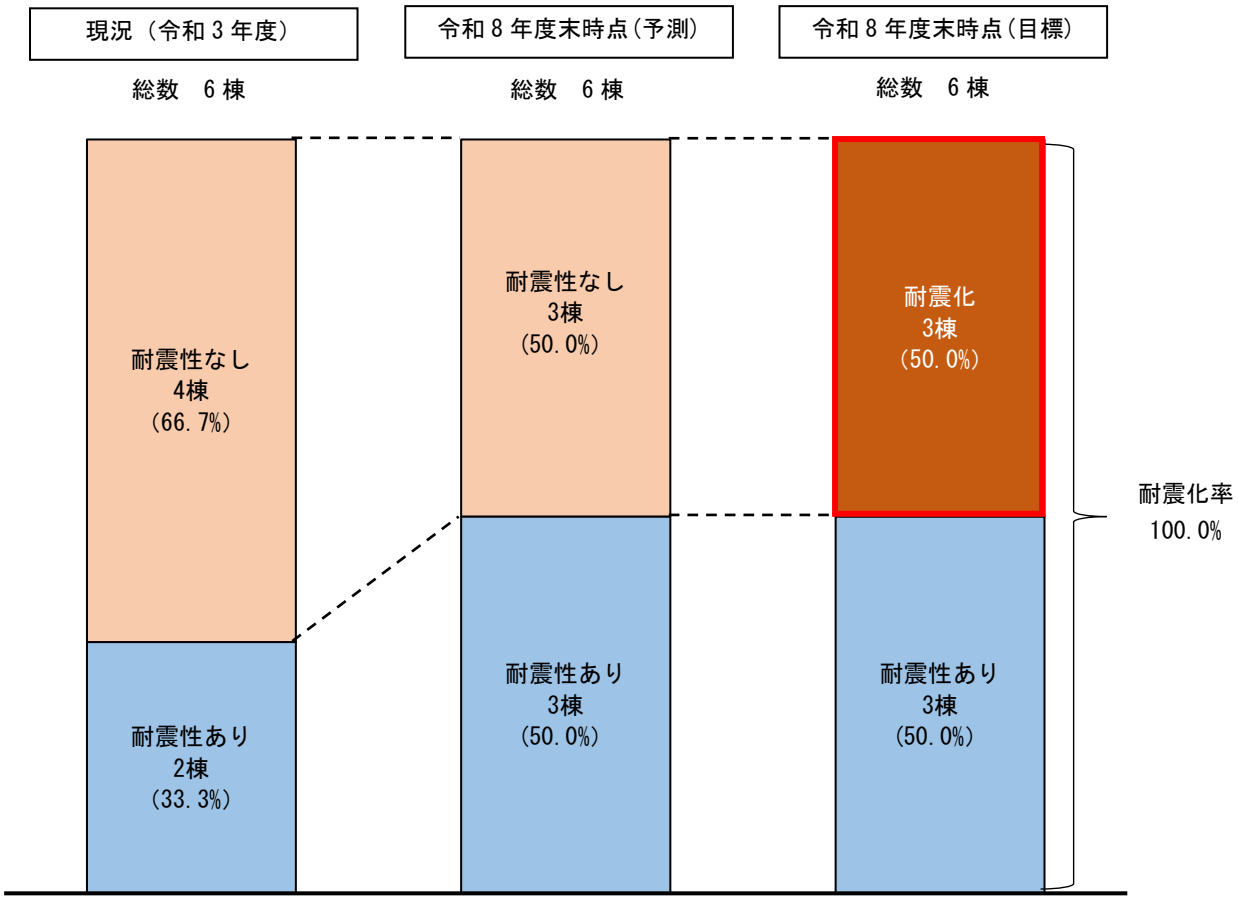

図 4-3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の自然推計

※令和 8 年度末時点（目標）の数値には、耐震補強設計まで済んでおり、令和 8 年度以降に確実に耐震改修される建築物数も含まれています。

本計画の目標として、令和 8 年度末までには 100.0%を目標としており、目標を達成するために必要な耐震改修棟数は 3 棟となります。

表 4-4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標及び必要改修棟数

	令和 3 年度	令和 8 年度末
自然推計の耐震化率	33.3%	50.0%
目標の耐震化率	-	100.0%
耐震改修の必要棟数	-	3 棟(5 年間)

4 ブロック塀等の耐震化の目標

道路沿いの町有のブロック塀等に関して、令和 7 年度までに安全確保対策をおおむね完了させることを目指します。道路沿いの民間のブロック塀等に関しては、危険なブロック塀等の実態把握及び安全確保を進めます。

5 町有建築物の耐震化の目標

本町では、町所有の防災上必要な建築物及び利用者の多い建築物を耐震化が必要な重要な建築物と位置づけ、耐震化率 100.0%を目標として、継続的に耐震化に取り組みます。

表 4-5　町有建築物の耐震化の目標

	令和 3 年度	令和 8 年度末
公共建築物	84.4%	100.0%

【参考】公共建築物については、関係法令等に基づき、災害応急対策活動に必要な主な国の建築物（指定行政機関、病院、消防関係建築物及び学校建築物等）の耐震化率を 100%にすることを目標とすること、建築物の面積の 90%とすることを目標とされています。

第５章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第５章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

１　基本的な取組

本計画では、住宅や建築物の耐震化を推進するためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して耐震化に取り組むことが重要です。

本町は、こうした取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担の軽減を図るため、以下の方針で耐震化の促進に取り組んでいきます。

（１）住宅・建築物の所有者の役割と取り組み方針

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策を自らの問題のみならず、地域の問題としての認識をもち、住宅・建築物の地震に対する安全性の確保や向上を図り、昭和 56 年６月１日の新耐震基準の施行以前の建築物の耐震化に取り組むことが重要です。

また、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の飛散防止及び家具の転倒防止等の安全対策を図ることも重要です。

（２）本町の役割と取り組み方針

本町は住宅・建築物の所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、耐震化を阻害する要因を解消又は軽減する施策を講じます。

・所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備
・所有者の負担を軽減する仕組みづくり
・耐震化の促進を図るための知識の普及啓発

また、町民に対して、耐震診断や耐震改修等の推進を図るために、広報紙やホームページ等による情報提供を行います。

（３）建築関係団体や NPO の役割と取り組み方針

建築関係団体や NPO は、相談体制の整備や情報提供の充実、専門家の育成及び技術開発等を通じて、県及び町と連携を図りながら住宅・建築物の所有者の支援に努めます。

（４）各主体が連携した耐震化の推進

住宅・建築物の所有者と国、県、市町村及び建築関係団体や NPO は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めます。

本町では、耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実について県と連携しながら検討及び実施します。

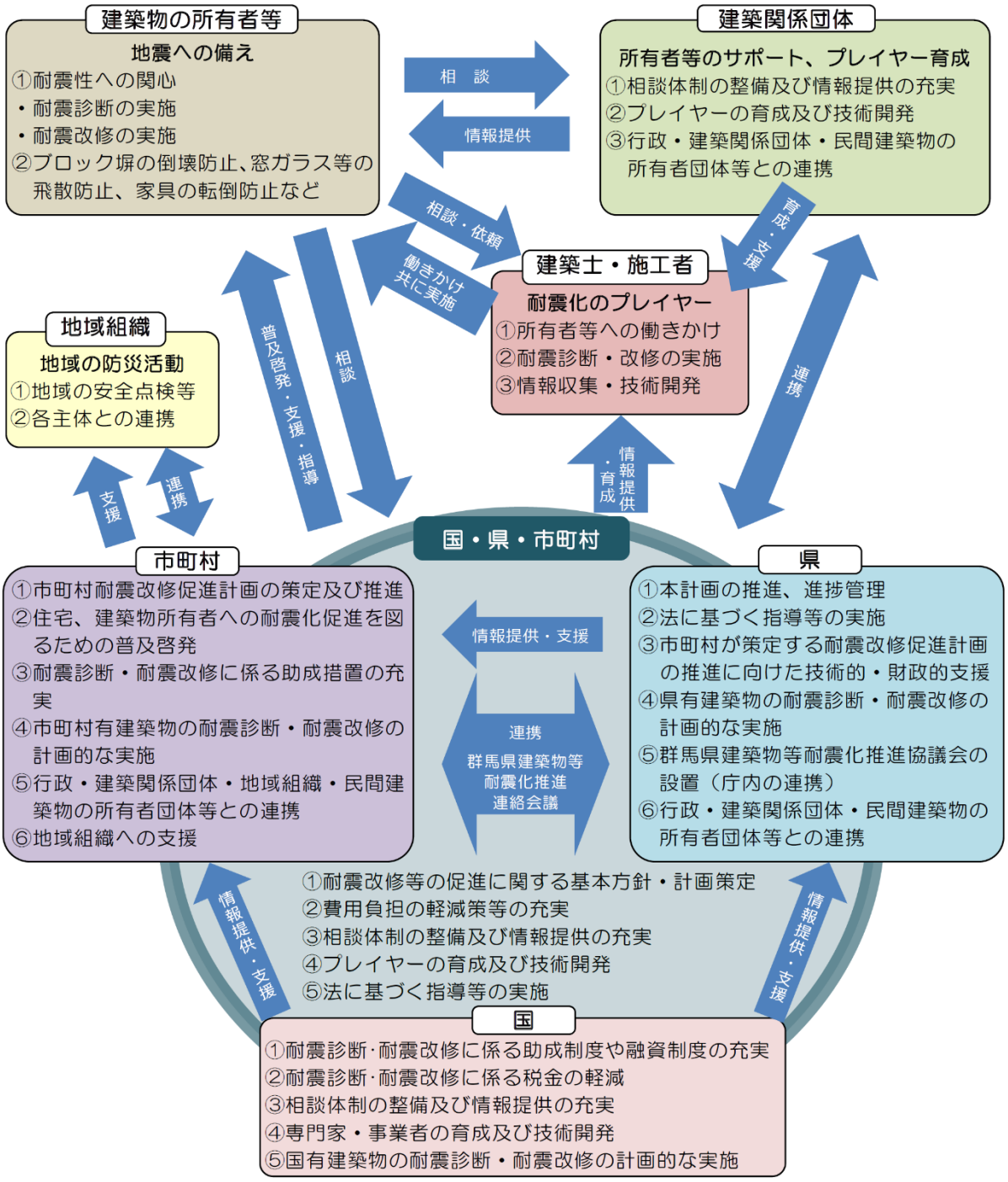

出典：群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)(群馬県)より抜粋

図 5-1 各主体の役割と連携のイメージ

2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

本町は、地震による地域の揺れやすさや危険度を示した「地震防災マップ」や、耐震診断や耐震改修工事の内容や支援事業等に関する広報パンフレット等の作成及び公表を通じて、耐震改修促進に向けた啓発や知識の普及に努めます。

（１）地震防災マップの作成及び公表　継続

地震防災マップは、地震による震度（揺れ）や建物の倒壊率、避難場所等の情報を示したもので、平常時より町民にわかりやすく地震による影響や備えを情報提供することによって、防災意識の向上や住宅・建築物の耐震化の促進、地震による被害の軽減等を目的として作成するものです。

本町では地震防災マップの作成を検討します。

（２）地震防災に関する情報の提供　継続

住宅や建築物の地震防災対策に関する所有者への啓発、知識の普及を図るため、広報紙やホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)、耐震改修支援センター（財団法人　日本建築防災協会）発行のパンフレットやチラシなどを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を行います。

特に、旧耐震基準の住宅の所有者の多くは高齢者であることから、高齢者に情報が届きやすい行政広報誌、回覧板等を中心に情報発信するとともに、所有者の親族等を介した普及啓発の方法について検討します。

（３）リフォームに併せた耐震改修の啓発　継続

耐震改修は、単独でするよりもリフォーム工事に併せて実施する方が、工事費等のメリットがより大きいことから、本町では相談窓口や広報紙等を利用して情報提供を行います。

リフォーム事業者・建築関係団体等との連携・情報交換により、建築主に対する耐震改修の啓発を行います。また、リフォームに関する質問、悪質リフォームのトラブル回避等に関する相談窓口の設置などを検討します。

（４）自治会への情報提供と連携　継続

地震防災対策では、「自らの地域は皆で守る」という共助の取り組みが重要です。地域において自治会は災害時の対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待されることから、本町では、自治会と連携を図りながら、耐震化の推進のための情報提供等を実施します。

（５）防災教育の普及　継続

次世代を担う子供達や、今後ボランティア活動等の積極的な参画が見込まれる高齢者などを中心に、防災に関する知識の向上を図り、地域全体の防災力を向上するための防災教育の推進を検討します。

◆教育の内容
- 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- 災害についての知識
- ボランティアについての知識・体験

◆教育の方法
- 防災週間等を利用した訓練の実施
- 教育用防災副読本、ビデオの活用
- 特別活動を利用した教育の推進

（６）所有者に対する直接的な普及啓発　新規

個別訪問やダイレクトメールなど、旧耐震基準の住宅の所有者に対して、県と連携し、直接的な普及啓発について検討します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

（１）安心して相談できる環境の整備　継続

耐震診断・改修の技術的手法や補助等の支援制度などについて相談できる体制を構築します。

耐震改修の必要な所有者に対し、耐震診断や耐震改修の相談や、税制の優遇、補助等の支援制度等の説明、専門家や事業者の紹介等を行います。

（２）専門家や事業者等の人材育成　継続

耐震診断・改修に携わる建築技術者の技術の向上のため、関係団体が主催する耐震診断や耐震改修に関する各種講習会の開催について、広報紙やホームページ等により広報します。

また、本町においても行政庁間の意見交換や技術研修を通じて耐震診断や改修の専門的知識を有する担当職員の育成を図ります。

（３）自治会等の地域活動の支援　継続

住宅・建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環でもあることから、本町では、自治会等における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

（４）住宅所有者への働きかけの実施　新規

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。木造住宅耐震診断者派遣事業を積極的にPRするなどし、住宅所有者に活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

また、耐震診断後に補強設計や耐震改修につながるように、住宅所有者への働きかけについて検討します。

4 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

（１）耐震診断及び耐震改修に対する補助事業　継続

耐震診断を実施し、住宅の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的として、木造戸建て住宅を対象に耐震診断に対して、耐震診断者を派遣し耐震診断を行う「みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業」及び耐震改修の費用を補助する「みなかみ町木造住宅耐震改修補助事業」を実施しています。

また、耐震診断義務付け対象のホテル･旅館には、「みなかみ町旅館ホテル耐震診断支援事業」により、耐震診断事業費に対して補助を実施しており、今後、耐震改修費の補助制度を検討しています。

表 5-1　みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

事 業 名	みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業
対象住宅	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅 ・住宅部分の床面積が２分の１以上のもの ・平屋建て又は２階建てのもの ・在来軸組工法で建築したもの ・派遣対象住宅の所有者かつ居住者 ・町税の滞納がない者

表 5-2　みなかみ町木造住宅耐震改修補助事業の概要

事 業 名	みなかみ町木造住宅耐震改修補助事業
対象住宅	・戸建（木造）であること ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工 ・住宅部分の面積が１／２以上 ・平家建て又は２階建て ・在来軸組工法で建築されたもの ・耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの
対象となる改修	・耐震補強設計に基づき耐震改修工事を行うもの
補助対象の経費	・精密診断費 ・耐震補強設計費 ・工事監理費 ・耐震補強工事費
補 助 額	・補助対象経費に補助率 2 分の 1 の額(補助限度額 60 万円)

表 5-3　みなかみ町旅館ホテル耐震診断支援事業の概要

事 業 名	みなかみ町旅館ホテル耐震診断支援事業の概要
対象住宅	・旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）に基づいた建築物 ・3 階以上かつ床面積 5,000 ㎡以上の旅館及びホテル
補 助 額	・耐震診断費の 2/3（補助率の内訳は国：1/3、群馬県：1/6、みなかみ町：1/6）

（２）住宅に関わる耐震改修促進税制　継続

耐震改修工事に要する費用負担を軽減し、耐震化を促進するため、耐震改修促進税制が運用されています。耐震改修工事を行う必要のある対象建築物の所有者は所得税及び固定資産税の特別控除、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

表 5-4　所得税額の特別控除の概要

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅
対象区域	住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域 ・『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画 ・『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画 ・住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）
特例期間	平成 21 年 1 月 1 日～令和３年 12 月 31 日
対象工事	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事
控 除 額	耐震改修工事費の 10%（25 万円を上限）が所得税から控除されます

表 5-5　固定資産税の特別控除の概要

対象住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅（1 戸当たり 120 ㎡相当部分まで）
対象区域	対象区域に制限なし
特例期間	平成 18 年 1 月 1 日～令和４年３月 31 日
対象工事	・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ・耐震改修費用が 50 万円超であること
控 除 額	耐震改修工事を行った際に、当該家屋に係る翌年分の固定資産税を 2 分の 1 減額する

表 5-6　住宅借入金等特別控除（耐震リフォーム）の概要

対象住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅（1 戸当たり 120 ㎡相当部分まで）
対象区域	対象区域に制限なし
特例期間	平成 21 年 1 月 1 日～令和３年 12 月 31 日
対象工事	増改築等をした後の住宅の床面積が 50 ㎡以上であり、改修の費用が 100 万円超で、かつその 2 分の 1 以上が居住用部分に関するものであり、住宅について行う所定の耐震基準に適合させるための修繕・模様替えの工事
控 除 額	住宅ローン等の年末残高の合計額を基に、居住の用に供した年分の計算方法により算出（住宅ローン等の返済が 10 年以上であること） ・年末残高等×1%　（40 万円を上限とする）

（３）耐震改修に対するリフォームへの融資　継続

耐震改修工事を伴うリフォーム工事について、独立行政法人住宅金融支援機構から工事費用の融資を受けることができます。

表 5-7　リフォーム融資の概要

事業主体	(独)住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）
対象住宅	ご自分が居住する住宅のほか、親族が居住する住宅、セカンドハウス、空き家、第三者に賃貸する住宅など
対象工事	・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）に定める計画の認定を受けた改修計画にしたがって行う耐震改修工事 ・機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う耐震補強工事
融資内容	融資限度額 1,500 万円

（４）耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け建築物への補助事業　継続

本町は、国や県の補助を受け、要緊急安全確認大規模建築物である旅館･ホテルへの耐震化の補助を継続して実施していきます。

5 地震時における総合的な安全対策

（１）エレベーターの閉じこめ防止対策 継続

平成 17 年 7 月 23 日、最大震度５強を記録する千葉県北西部地震が発生し、首都圏では約 6,400 台のエレベーターが運転休止、そのうち 78 台において閉じこめ事故が発生しました。

この教訓を踏まえ、平成 18 年に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故･災害対策部会より、「エレベーターの地震防災対策の推進について」が報告されました。

この報告では、エレベーターの地震防災対策は早急に取り組む必要があり、その対策として、「エレベーターの耐震安全性の確保」、「地震時管制運転装置の設置」、「早期救出体制の整備」、「適時適切な情報提供」の４つの基本的な考え方が提示されました。

本町は、この考え方を踏まえて、エレベーター所有者、管理者等へ地震時における事故防止等に関する対策を取るよう、安全確保の促進の啓発に努めます。

（２）エスカレーターの地震防災対策 継続

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においてエスカレーターの脱落が発生しました。これを受け平成 25 年 7 月に「建築基準法施行令を改正する政令」が公布され、「十分な「かかり代」を設ける構造方法」や「脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法」等のエスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が制定及び一部改正されました。

本町は、以上の法の改正内容を、建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置を講じるよう啓発に努めます。

（３）ブロック塀等の安全対策　継続

昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 30 年の大阪府北部地震では、耐震対策が不十分なブロック塀等が数多く倒壊し、その下敷きとなって多くの人が犠牲になりました。また、地震後の避難や救急、消火活動に支障をきたす可能性も認識されています。

▲福岡県西方沖地震による
ブロック塀の倒壊

本町では、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐために、通学路等の沿道をはじめとした道路沿いについて、安全パトロールや危険なブロック塀等の所有者への注意喚起などの取り組みを促進します。

また、自治会・学校等の地域組織と連携し、地域の危険なブロック塀等の実態把握を促進します。それらの実態把握をもとに、老朽化したブロック塀等の修理・補強、生け垣への転換などの安全対策の啓発に努めるとともに、関係団体が開催する技術者向け講習会を支援し、ブロック塀等の正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図ります。

（４）窓ガラス、天井落下防止対策等について　継続

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルの落下による被害の発生がありました。また、野外広告、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落による被害が生じました。

このようなことから、市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る等の地震対策、外壁の改修工事による落下防止対策及び屋外広告物等の落下防止対策の推進を講じるよう周知を図ります。

また、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等については、建築物の所有者、管理者等に対し、安全対策措置を講じるよう注意・喚起を図ります。

（５）家具の転倒防止対策について　継続

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具転倒防止の対策を町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

（６）その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策について　継続

給湯設備、配管等の設備に対して、地震により、転倒、破損がないように建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置を講じるよう努めます。

6 耐震診断が義務付けられている建築物の公表 継続

所管行政庁は、地域内の特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の状況を調査します。また、耐震診断が義務付けられている要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の所有者からの耐震診断の報告の結果を受け、公表しています。

町有の未耐震の耐震診断義務付け対象建築物はありませんが、特定既存耐震不適格建築物１棟（避難路沿道建築物１棟）について、期限の令和 4 年度末までに耐震診断結果の報告を完了し、優先的かつ計画的に耐震化を進めるとともに、既存耐震不適格建築物について優先度を評価し、計画的に耐震化を推進します。

7 避難路の指定及び沿道建築物

（１）通行障害建築物　新規

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるものについて、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、本計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路を指定することができると規定されており、本町においても指定の必要性について検討します。

（２）緊急輸送道路　継続

「地震発生時に通行を確保すべき道路」では、地震時の建築物の倒壊によって、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになることが生じないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に推進します。

群馬県では、「群馬県地域防災計画」（令和２年４月）において、「地震発生時に通行を確保すべき道路」である緊急輸送道路を指定しており、その路線は、図 5-2 のとおりとなります。

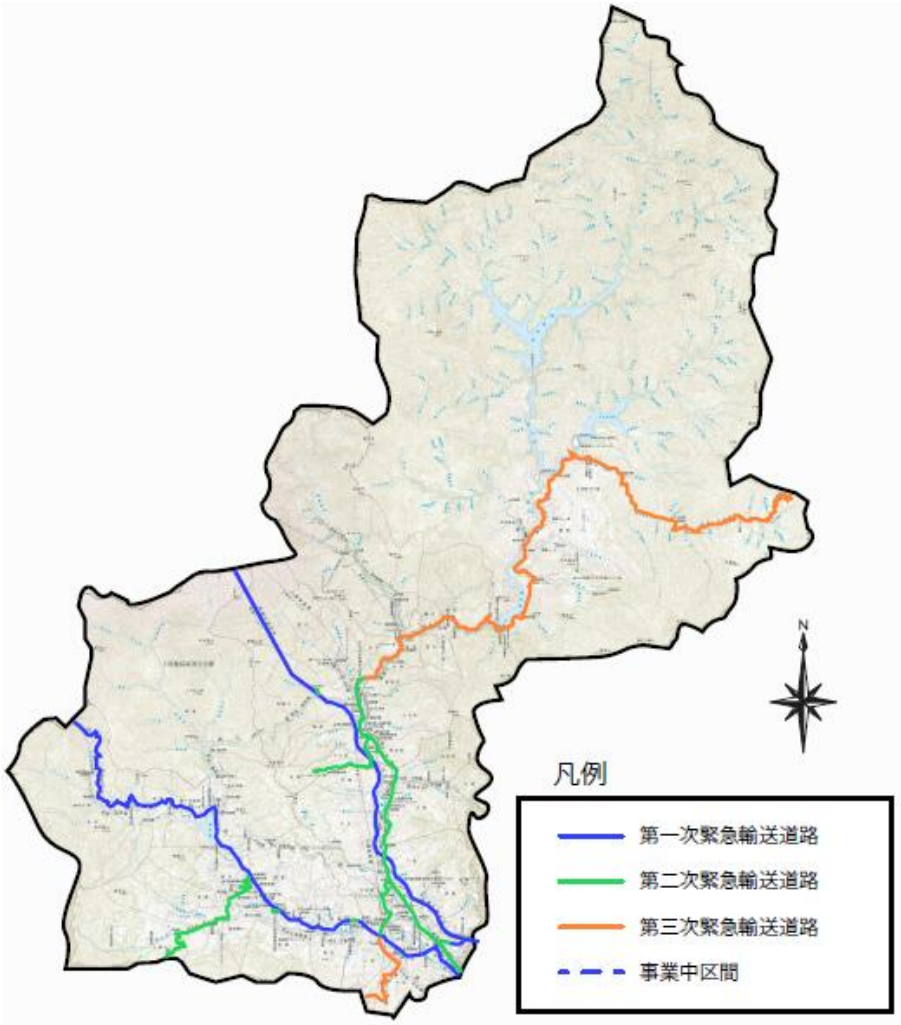

図 5-2　本町内の緊急輸送道路図（令和２年４月時点）

（３）耐震診断義務付け道路　新規

群馬県は、第 1 次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第５条第３項第２号の規定に基づく避難路に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震診断の義務付けを行っています。耐震診断の義務付けを指定する道路は図 5-3 のとおりです。

本町でも対象建築物の耐震診断・耐震改修等を行う所有者に対し、県と連携した補助事業により支援を行い、耐震化を推進します。

（４）耐震化努力義務道路　新規

群馬県は、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を図 5-3 のとおり耐震改修促進法第５条第３項第３号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようにしています。

本町でも対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。

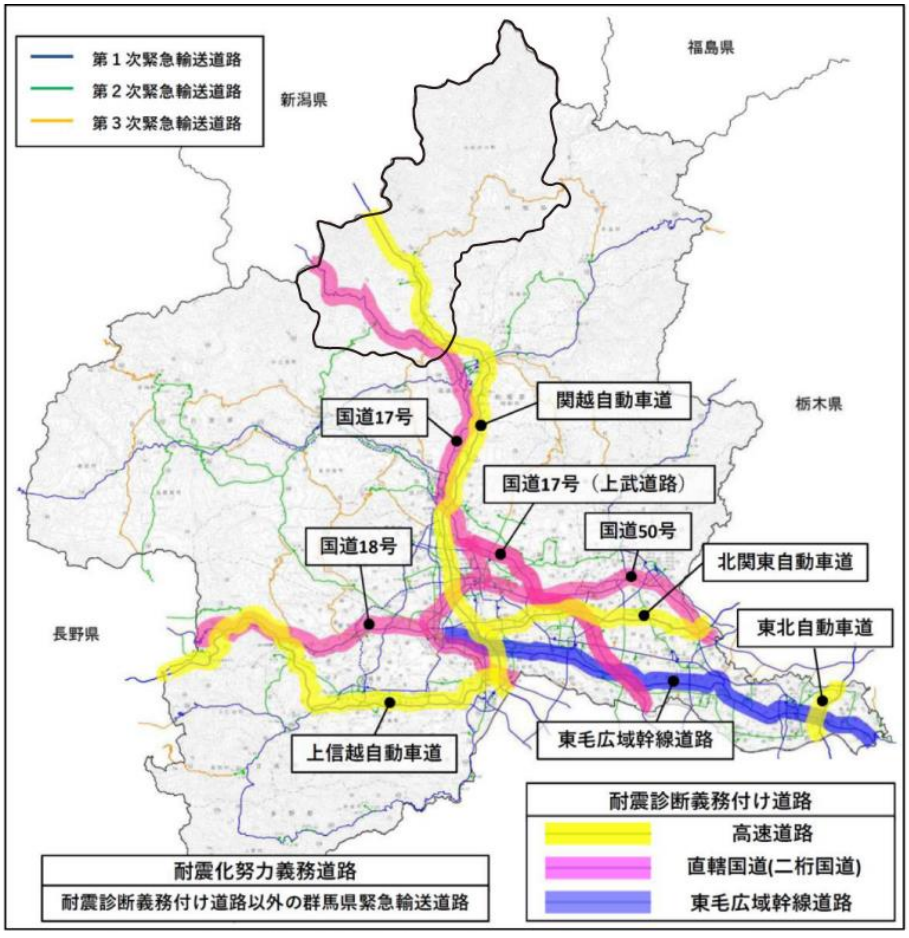

図 5-3　群馬県緊急輸送道路ネットワーク図（平成 30 年３月）
及び耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路（令和３年４月１日指定）

8 空き家対策

令和２年度空家等実態調査の結果(令和３年３月時点)、789 件が空き家（空き家候補を含む）に該当することが明らかとなりました。

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、居住者の被害はありませんが、隣地に被害をもたらす恐れがあると同時に、倒壊によるガレキが道路等をふさぐことで周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

本町では、「みなかみ町空き家解体補助金交付要綱」により要件を満たした空き家に対して、空き家解体補助金を交付し、空き家の除却を推進します。また、「みなかみ町空家等対策計画」を策定し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、空き家の除却や建て替え、利活用を併せた耐震化の促進に関しての情報提供を図ります。

9 地震に伴うがけ崩れ等の建築物の被害軽減対策

（１）がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険から住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅から移転を行うものに対する補助制度であり、県･関係機関等と連携して情報提供を図ります。

（２）住宅･建築物の土砂災害対策改修に関する事業

土砂災害特別警戒区域内において、砂防ダム等の整備までの土砂災害による危険から町民の生命の安全を確保するために、既存不適格住宅及び既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対する補助制度であり、県･関係機関等と連携して情報提供を図ります。

第６章　耐震化を促進するための指導等に関する事項

第６章　耐震化を促進するための指導等に関する事項

１　法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

本町は特定行政庁※1 である県と連携して、特定建築物、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。特に倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める「指示」や「公表」が県からできることになっています（本章は、県が主体となり、町が連携して進めます）。

２　耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

「指導」及び「助言」は、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明して、耐震化の実施に関する啓発文書を送付し、相談に応じる方法で行います。

「指示」は、特に倒壊を防止する必要が高いものに対して、指導及び助言のみでは協力が得られない場合に、指示書を交付する等の方法で行います。

「公表」は“正当な理由”がなく、耐震診断・耐震改修の「指示」に従わないときに実施し、県が広報誌やホームページ等により公表します。

３　建築基準法による指導等に関する事項

本町では特定行政庁※1 である県が建築物の損傷・腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な「指導」及び「助言」をします。

また、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、建築物の除却・改築・修繕等必要な措置を「勧告」し、“正当な理由”がなく「勧告」に従わない場合には「命令」を行います。

耐震改修等の「指示」に従わないことにより「公表」した建築物で、その建築物の倒壊による周辺等への影響が大きいと認められる場合や地震に対する安全性についてより危険であると認められる建築物の所有者に対して、速やかに建築物の除却・改築・修繕等の「命令」を県が行います。

また、この措置は集団規定として定められているため、都市計画区域内で適応されるものですが、別の法令等により、都市計画区域外でも単体規定を準拠し、県で指導等を行います。

※1：特定行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。（建築基準法　第２条）。

表 6-1　建築基準法による措置

<table>
<tr><th colspan="3">指導及び助言</th></tr>
<tr><th colspan="3">建築基準法第9条第4項</th></tr>
<tr><td colspan="3">特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。</td></tr>
<tr><th>勧　告</th><th>命　令</th><th>命　令</th></tr>
<tr><th>建築基準法第10条第1項</th><th>建築基準法第10条第2項</th><th>建築基準法第10条第3項</th></tr>
<tr><td>特定行政庁は、（中略）損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</td><td>特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</td><td>前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</td></tr>
</table>

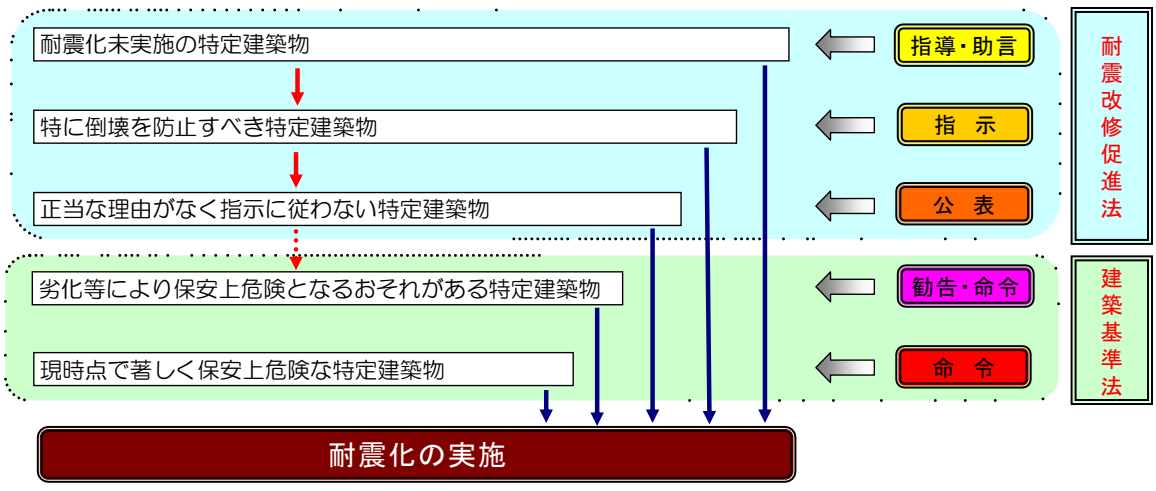

図 6-1　特定建築物の耐震化を促進するための指導フロー図

第７章　その他建築物の耐震化を促進するための事項

第７章　その他建築物の耐震化を促進するための事項

１　県との連携に関する事項

国の基本方針を踏まえるとともに、県計画の進捗との整合に配慮し本計画を推進します。

群馬県が設置した「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※1」に参加し、県と連携を図りながら、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

また、国及び県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、県との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めていきます。

特に、特定建築物、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震改修の促進にあたっては、所管行政庁である群馬県による建築物所有者への「指導」、「助言」、「指示」、「公表」などの措置を通じ、建築物の安全性の向上を図るものとします。

※1：群馬県建築物等耐震化推進連絡会議は、群馬県と県内 35 市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実行性を確保します。

２　建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携

建築関係団体や関連する特定非営利活動法人（NPO）では、消費者保護や住宅・建築物所有者の安全確保の面から耐震診断・改修の促進に積極的に取り組み、住民との信頼関係の構築を進めています。

また、建築に関する専門家や地域の工務店などが一体となった耐震診断・改修の相談からの耐震改修工事への取組を安心して行えるような仕組みづくりなどは、耐震診断・改修の促進に寄与します。

このため、本町は県と連携して、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携を図り、耐震診断・改修の普及・啓発に努めます。

３　自治会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、自治会等の地域組織における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険個所の点検、災害時要援護者把握、人的ネットワーク構築）などを支援します。

4 地震保険の加入促進への普及・啓発

地震保険に対する加入促進のため、県と連携して、地震保険の保険料、補償内容、所得税及び住民税の地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努めます。

また、耐震診断や耐震改修の結果、耐震性能を有すると認められる住宅について地震保険料が割引されることから、地震保険の普及・啓発と併せて耐震診断や耐震改修の促進を図ります。

【地震保険概要】

○地震保険は、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする損害のためのものです。
○補償対象
　居住用建物と生活用動産(家財)が対象
○保険料と割引制度
　保険料は、建物の構造及び所在地(都道府県)により異なる。また、長期契約・建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある(長期契約割引以外の割引は重複適用できない)。
○契約方法
　火災保険とセットで契約　(火災保険のみでは、地震による火災は保障されないため)
○保険金の支払
　居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。
　「全損」の場合は契約金額の全額、「半損」の場合は契約金額の 50%、「一部損」の場合は契約金額の 5%が支払われる。

5 計画の進行と管理

令和８年度末における耐震化の目標達成に向けて、当計画の適切な進行管理を行います。

本町では、毎年、町有建築物や特定建築物の耐震化の進捗状況や、普及・啓発にかかる施策の実施状況等を確認します。

また、県内の建築関係団体、NPO、地域住民等と連携し、住宅や特定建築物の耐震化の進捗状況を確認します。